



労基署便り 令和4年度 No.9

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～11月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	41	66 (1)	25(1)	425 (1)	460 (4)	35(3)
食料品製造業	16	35	19	188 (1)	217	29(-1)
機械金属製造業	11	19 (1)	8(1)	116	135 (1)	19(1)
建設業 計	32	25 (2)	-7(2)	274 (4)	318 (5)	44(1)
土木工事業	12	15 (2)	3(2)	90 (2)	100 (4)	10(2)
建築工事業	14	9	-5	142 (2)	161 (1)	19(-1)
その他の建設	6	1	-5	42	57	15
運輸交通業 計	13	10	-3	356 (2)	318 (2)	-38(0)
陸上貨物運送業	14	10	-4	336 (3)	292 (2)	-44(-1)
商業	18 (1)	33	15(-1)	391 (3)	444	53(-3)
社会福祉施設	11	28	17	297 (1)	819	522(-1)
全産業	166 (1)	222 (3)	56(2)	2449 (12)	3763 (15)	1314(3)

※休業4日以上¹の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和4年1～11月において事故の型別の多いものから①**その他（新型コロナウイルス感染症を含む）（32%）**、
②**転倒（19%）**、③**はさまれ、巻き込まれ（10%）**、④**墜落、転落（9%）**⑤**動作の反動、無理な動作（8%）**の順。

「STOP!転倒災害プロジェクト」転倒災害を防止しましょう

令和3年の宮城労働局管内の休業4日以上¹の労働災害のうち、約4分の1が転倒によるものでしたが、その約6割は休業1か月以上に及びます。例年12月、1月は転倒災害が多発しますので、防止対策の徹底をお願いします。

Check1

4S：整理・整頓・
清掃・清潔の徹底

- ◎こまめな除雪、凍結防止剤の散布（屋外）
- ◎凍結防止機能付きマットなどの設置（屋外）
- ◎通路等からの障害物の除去
- ◎照度の確保（照明の設置など）

Check

転倒しにくい作業方法

- ◎滑りにくい靴を選ぶ（必要に応じて滑り止めを活用）
- ◎滑りやすい場所では「小さな歩幅で」「少し膝を曲げ」「足裏全体で」「ゆっくりと」歩く
- ◎足元を十分に確認する
- ◎時間に余裕を持って行動する
- ◎両手に荷物を抱えて歩かない

Check3

その他の対策

- ◎気象情報を踏まえた作業計画の作成
- ◎転倒リスクに応じた「危険マップ」の作成
- ◎危険箇所への掲示物による「見える化」



詳しい対策はホームページをご覧ください。

(STOP!転倒災害プロジェクト)



セミナー・説明会のご案内

経営者・管理者が知っておくべき 「ひとつ上の安全衛生管理」セミナー

- 開催日時：令和5年2月9日（木）
14時～16時（13時30分開場）
- 開催場所：仙台市中小企業活性化センター
（仙台市青葉区中央1-2-1 AER）
- 対象：中小規模事業場の経営者・管理者層
（製造業など）
- 定員：70名（予定）
- 内容：
（第1部）労働災害の現状、行政の取組 ほか
（第2部）安全衛生活動と労働安全衛生マネジメントシステム、取組のポイント、
どのような効果があるか

※主に労働安全衛生マネジメントシステムを導入していない事業場を対象としたセミナーです。

※3月1日開催分は東京会場
オンライン配信併用開催



「働き方改革関連法」に関する説明会

- 開催日及び場所等
開催時間はいずれも14時～16時30分
- ① 令和5年1月17日（火）
：日立システムズホール仙台
（青年文化センター）仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5
- ② 令和5年1月20日（金）：オンライン
- ③ 令和5年2月2日（木）：オンライン
- ④ 令和5年2月22日（金）
：日立システムズホール仙台
（青年文化センター）仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5

お申込みは、
宮城労働局
ホームページ
をご覧ください。



健康の保持増進を推進しましょう

労働者の健康は、企業の生産性向上や経営改善、労働災害防止の観点からも非常に重要です。しかし、高齢化、働き方や生活習慣の変化などに伴って、健康診断の有所見率が年々上昇しており、心疾患などの誘因となるメタボリックシンドロームが疑われる労働者も増加しています。また、仕事に関して強い不安やストレスを感じている人の割合が高い水準で推移しています。

定期健康診断結果をみると、宮城県内の事業場は全国に比べて有所見率が高い上、その割合が年々増加しており、特に、血圧及び肝機能検査、血中脂質検査が目立っています。

当然のことながら、健康の保持増進は労働者自身が自主的に取り組むことが重要ですが、職場には自身では解決できない問題などもあることから、労働者の自助努力に加えて、事業者が積極的に推進する必要があります。労働安全衛生法に基づく健康診断などの流れは、次のフローチャートのとおりです。

事業者には法定の健康診断を実施するとともに、必要な事後措置なども行う義務があります。また、協会けんぽなど医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた場合は、その記録の写しを提供することが義務付け※1られており、医療保険者と連携したデータヘルスやコラボヘルス※2が労働者の健康保持増進につながることを期待されています。厚生労働省は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」で、労働者の健康保持増進措置の原則的な実施方法を定めています。

労働者の健康の保持増進を推進しましょう。

※1 健康保険法等により、協会けんぽ等の医療保険者は健康診断の情報を保健事業で活用するため、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることができ、また、事業者は保存している被保険者等に係る健診情報の写しを提供しなければならないこととされています。

※2 「データヘルス」とは、医療保険者が健康診断やレセプトなどの健康医療情報を活用した分析を行った上で行う、加入者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業を指します。「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が連携して、保険加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

《一般健康診断の事後措置等の流れ》

(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 ほか)

特定健康診査として実施した健康診断以外の場合

健康診断(協会けんぽなどの医療保険者による特定健康診査を含む)の実施(安衛法第66条・第66条の2)
診療区分の判定[異常なし、要観察、要医療など]

・ 個人票の作成・保存(安衛法第66条の3)
・ 労働者へ結果通知(安衛法第66条の6)
・ 労働者数50人以上の事業場は労働基準監督署へ結果報告(安衛則第52条)

医療保険者へのデータ提供(健保法第150条等)

特定保健指導 該当	特定保健指導 非該当
-----------	------------

異常の所見なし

異常の所見あり

二次健康診断の受診勧奨(労災保険法第26条)

原則として、①血圧、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又はBMIの測定のすべてに異常の所見がある場合に、精密検査や保健指導を労災保険で実施できるので、対象労働者に受診を勧奨し、併せてその結果の提出を働きかける。

保健師・管理栄養士による特定保健指導(高確法第24条)

協会けんぽなど医療保険者は、健康診断の結果データに基づき、メタボリックシンドロームが疑われる者などに特定保健指導を案内し、実施するので、事業者は対象者名簿をもとに、該当者に特定保健指導の実施を指示する。

医師又は歯科医師からの意見聴取(安衛法第66条の4)

健康診断の結果に基づき、健康診断実施後3カ月以内に、医師等の意見を聴取する。なお、労働者数50人未満の事業場は、地域産業保健センターのサービスを無料で利用できる。

聴取する意見は、就業上の措置に関して、①以下の区分(例)による就業区分及びその内容、②作業環境管理及び作業管理について、その必要性の有無や講ずべき措置の内容等とする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷軽減のため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置

医師又は保健師による保健指導(安衛法第66条の7)

特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。なお、産業医の選任義務のある事業場は、産業医が中心となって実施する。

指導内容は、必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等とする。また、深夜業に従事する労働者については、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導に努める。なお、特定保健指導を受けた労働者については、実施する医師等にこれらの内容を伝えるよう働きかけること。

宮城産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターでは、産業医等の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場を対象とした保健師による保健指導を無料で実施している。

また、各医療保険者は、血圧・血糖値が高い者に対して、重症化予防のための受診勧奨を行っている。(健保法第150条)

保健指導の円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康保持増進実施者等との連携を図る。

医師等に対する情報の提供

必要に応じて、意見を聴く医師等に対して、対象となる労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、必要場合は労働者との面接の機会を提供する。

健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)

就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて了解が得られるよう努める。

衛生委員会等において労働者の健康障害防止対策等について調査審議を行うにあたっては、必要に応じて、健康診断の結果に係る医師意見等をこれら委員会に報告する。作業環境測定の実施等の措置を決定する場合には、必要に応じて、衛生委員会等で調査審議する。

プライバシーに配慮の上、産業保健スタッフや健康管理部門、人事労務管理部門との連携に留意し、また、管理監督者に必要な説明を行う。

再検査等が必要な労働者に受診勧奨するとともに検査結果提出を働きかける。

(注) 安衛法：労働安全衛生法、安衛則：労働安全衛生規則、労災保険法：労働者災害補償保険法、健保法：健康保険法、高確法：高齢者の医療の確保に関する法律

職場における新型コロナウイルス感染症防止対策について

職場における業務による新型コロナウイルス感染症が増えています。新型コロナウイルス感染症は、感染力が高いとともに、重篤な症状となることも多いことから、感染しない、感染させないことが最も重要です。また、一度、職場内で感染が拡大すると、働いている方だけでなく、その家族の方にも感染が拡大するなど大きな影響が生じることとなります。職場における万全な感染防止対策を徹底し、引き続き、感染予防・健康確保に努めましょう。「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」をご活用ください。

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

は、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。

(チェックリスト：PDF)



(冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法)

冬場において、**外気温が低いときに「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止の両立**を図るため以下の点に留意してください。(詳細はホームページをご覧ください→)



① 窓の開放による方法

□居室の温度及び相対湿度を 18℃以上かつ 40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具★加湿器を併用することも有効です。を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。

□居室の温度及び相対湿度を 18℃以上かつ 40%以上に維持しようとする

窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

(空気清浄機を併用する際には、HEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分 5 m³程度以上のものを使用すること。人の居場所から 10 m³ (6 畳) 程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。空気のおよびみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること。)

② 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

□機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（1人当たり毎時 30 m³）を確保すると。

□冷暖房設備により、居室の温度及び相対湿度を 18℃以上かつ 40%以上に維持すること。

次のように**労災保険給付**の対象となる場合で、ご不明な点については当署労災課にお問い合わせください。

◆感染経路が業務によることが明らかな場合◆感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合◆医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象◆症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

新型コロナウイルス感染症により療養のために休業した場合には「**労働者死傷病報告**」（休業 4 日以上は様式第 23 号、休業 4 日未満は様式第 24 号）の提出をお願いします。(労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条)

※労働者死傷病報告を提出せず、もしくは虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50 万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。